委託契約書（案）

１　委託業務の名称　　岩手県立二戸高等技術専門校寄宿舎賄業務

２　委託期間　　令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

３　委託業務の実施場所　　岩手県二戸市石切所字上野々92番地1　寄宿舎「青雲寮」

４　委託料　　総額金○○○○○円

（うち消費税及び地方消費税額○○○円）

令　和　７　年　度　　年額金○○○○○円

（うち消費税及び地方消費税額○○○円）

令　和　８　年　度　　年額金○○○○○円

（うち消費税及び地方消費税額○○○円）

令　和　９　年　度　　年額金○○○○○円

（うち消費税及び地方消費税額○○○円）

　税法の改正により、消費税の税率が変動した場合には、改正以降における消費税及び地方消費税額は、変動後の税率により計算するものとする。

５　契約保証金　　○○○○円（または免除）

岩手県（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第１条　乙は、甲から委託を受けた業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び別記「岩手県立二戸高等技術専門校寄宿舎賄業務委託仕様書」に基づいて誠実に履行するものとする。

第２条　甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

２　乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第３条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

２　前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第４条　乙は、毎月の業務が完了した都度、別記様式による寄宿舎賄業務日計表（様式第２-１号）を甲に提出しなければならない。

２　乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（様式第２号）を甲に提出しなければならない。

３　甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託事業の実施状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

４　乙は、前項の検査により、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これを適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示できるものとする。

５　乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

第５条　乙は第４条の規定による検査に合格した場合は、寄宿舎賄業務委託請求書（様式第１号）を甲に提出するものとする。

２　甲は、委託料を乙の請求により次のとおり毎月支払うものとする。

月額○○○○○円

３　甲は、前項の規定により寄宿舎賄業務委託請求書（様式第１号）の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日（以下「約定期間という。」）以内に委託料を支払うものとする。

第６条　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延したした場合においては、乙に対して、支払いの日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき、年〇〇パーセント（令和７年４月１日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率）の遅延利息を支払うものとする。

第７条　甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、数に応じ、契約金額から既成部分相当額を控除した額につき年○○パーセント（令和７年４月１日において適用される会計規則第117条第１項で規定する違約金の徴収率）の違約金を徴収することができる。

第８条　甲は、乙が実施した委託事業に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

２　前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

３　前２項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債権の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（１）地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第２条若しくは第４条第４項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

（２）その他この契約に違反したとき。

第10条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。

（２）乙が、委託業務を実施できなくなったとき。

（３）不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

（４）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第11条　乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第12条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は契約を解除することができる

（１）委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の３分の１以下となるとき。

（２）第３条第１項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の２分の１を越えたとき。

（３）甲が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。

第13条　第９条又は第10条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

２　前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第14条　乙は、第９条又は第10条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

２　乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年○○パーセント（令和７年４月１日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率）の割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

第15条　乙は、第９条又は第10条の規定により、契約を解除された場合はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

２　甲は、第12条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

３　前各項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

第16条　乙は、甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

２　甲は、乙に対し委託業務に必要な用水、給湯、電力及びガスを無償で提供するものとする。ただし、乙は、その使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

３　甲は、乙に対し従業員の休憩室として休憩室8.82㎡を無償で供与するものとする。

４　乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備等について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第17条　乙は、委託業務の実施に当たって知り得た内容を他に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

第18条　乙は、自己の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第19条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡した場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書きの規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第38条第２項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

第20条　乙は、委託業務の全部若しくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

第21条　この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和７年４月１日

甲　岩手県

契約担当者

岩手県立二戸高等技術専門校

校　長　　○○○○

　　　　　　　　　　乙　○○○○○